



なんさつ障害者就業・生活支援センター

■所在地 南九州市知覧町郡135番地
■相談時間 午前9時～午後5時
※土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く
■問合せ TEL (58) 7020

障害者の存在が 普通になる社会を 目指して

～ Normalization ～



なんさつ障害者就業・生活支援センター
生活支援員 山崎千代美さん

障害を知る 共に生きる

～深めてほしい、障害への理解～

今年8月、「なんさつ障害者就業・生活支援センター」が南九州市に開所しました。同センターは、障害者が地域で自立し、安定した職業生活を送れるように様々な関係機関と協力して、就業及び生活上の支援を総合的に行っています。

「現在、当センターには約75人の障害のある方の登録があります。私たちは面談をとおり、一人ひとりの障害の特性を把握し、事業所等に対して就業の理解を求めています」と話す山崎さん。厚生労働省が定める障害者雇用率制度では、一般の民間企業は障害者の雇用率を1・8%以上とすることと義務付けられています。

す。今年6月時点の県内平均は約1・9%(全国平均は約1・7%)で、その数値を上回っています。しかしながら、未達成の事業所も4割ほどあり、まだまだ働きかけていく必要があると山崎さんは言います。

同時に、就職を希望する障害者も増えていると言います。ハロワークの有効求職者が、県内では9月現在で約5200人(昨年は4600人)に上り、自立したいと思っている障害者が増えていることが分かります。

「ある方については、枕崎市にある事業所に雇用体験事業で2週間受け入れていただきました。その結果、そのまま就職につながったという事例もあります」と話す山崎さん。その取り組みは少しずつ実を結んでいきます。

共に暮らす社会の実現へ

「高齢者がいて児童がいて、そして障害者もいる。目指すのは障害者の存在が普通になる社会です」と山崎さんは話します。

身近で生活する障害者に対し、私たちはどのように接しているでしょうか。違いを受け入れ、そして共に生きていく社会の実現。それは、私たち一人ひとりの心ひとつなのかもしれません。まずは、できることから始めましょう。



和気あいあいとした雰囲気が進む手話教室

心と心をつなぐ「手話」
市では、多くの市民の方々に聴覚障害のある人たちへの理解と手助けをしていただくため、毎年手話教室を開催しています。現在は毎週金曜日、午後7時から約2時間、勤労青少年ホームで行われています。

11月16日、主婦や学生など8人が手話を学ぶ姿がありました。鹿児島市から来られる講師の草野貞夫先生と満尾祥一先生は、耳が聞こえず言葉が話せないろうあ者です。この日の課題は「指を使って表現しよう」。草野先生の手話を林貢さんが受講生に通訳しながら、終始和やかな雰囲気です。



松田やよいさん 林貢さん

一人です。はじめて受講したのは20年ほど前で、それから通訳ができるようになるまで5年かかったと言います。今では、受講生に通訳するために毎回参加する林さん。「ろうあ者が社会参加するためには手話通訳が必要です。しかし、枕崎には通訳のできる人が少ないのが現実です。受講生がもっと増えたらいいですね」と話します。

また、受講9年目で手話技能検定2級の取得を目指している松田やよいさんは「手話を学ぶ、ろうあ者と話をする中で、私たちの歩み寄りの大切さを感じます」と話します。

心と心をつなぐ「手話」。新規受講生は「広報まくらざき3月号」で募集します。

◎問合せ 福祉課障害福祉係
TEL 72-1111 (内線470)

育む支援の輪

～ Support ～

「広報まくらざき」を 声で届ける

音訳サービスマンボランティアグループ「ひだまり」は、視覚障害のある方に声で「広報まくらざき」を毎月届けています。現在、8人の会員が2つのグループに分かれ、分担して「広報まくらざき」の全ページをテープに吹き込みます。録音作業は市立図書館で行われ、録音されたテープは市の視覚障害者の会により会員に配られます。

「いつも思うのは自分のことより人のこと。子どもたちから朗読するのが好きで、それが役立てられればと入会を決めました」と話すのは、平成8年に結成された同会の当初からの会員である松山トミ子さん。

「市の回覧板で『ひだまり』の



「ひだまり」メンバー。前列左から松山トミ子さん、久木田米子さん、後列左から茅野寿満子さん、高城祥児さん、松野下富士郎さん

会員募集を見て、5分後には電話をかけていました。せつかく生まれてきたからには、好きな分野で世の中の役に立ちたいという思いで続けています」と話すのは会長の高城祥児さん。

また、発足当時は16人いた会員も、高齢化などを理由に現在8人にまで減り、会員確保が課題だと高城さんは言います。一緒に活動していただければ、市立図書館までお問い合わせください。

◎問合せ 市立図書館
TEL 72-9254



吹き込みをする久木田さん

市からのお知らせ

4月から障害者総合支援法が施行 難病患者も障害福祉サービスの対象に

平成25年4月から法改正により、障害者自立支援法が障害者総合支援法となります。これにより、障害者の範囲に難病の方が加わり、平成25年4月から必要に応じた障害福祉サービス等の利用が可能になります。

※医療保険加入者で65歳以上及び40歳以上65歳未満の特定疾病の方は原則、介護保険制度が優先されます。

巡回知的障害者更生相談を実施

- 相談日時 1月23日(水) 午前10時～午後4時
 - 場所 市民会館
 - 相談内容 療育手帳の(再)判定、保健指導、福祉制度援護相談など
- ※療育手帳の新規相談は対象者の生育歴等についての聞き取りを必要としますので、詳しい方の同席をお願いします。
- ※相談は予約が必要です。1月4日(金)までにお申し込みください。
- 問合せ・申込み 福祉課障害福祉係 TEL72-1111(内線470)